

起案	・	・	決裁	・	・

公印審査	
取扱責任者	文書主任

受付	年	月	日	承認	年	月	日
				号			

起案	・	・	決裁	・	・

## 市営住宅附属施設名義変更申請書

年 月 日

大阪市長

		団地番号	
附属施設の名称		住宅附属施設号	
業種			
現名義人氏名			
※	ふりがな	申請人氏名	現名義人との続柄
	申請人氏名		
※	申請人住所	〒	
	連絡先電話番号		

上記住宅附属施設の名義人の地位を承継したいので申請します。

なお、上記住宅附属施設の名義変更の承認を受けたうえは、大阪市営住宅条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示命令を堅く守り、被承継者に属するすべての義務を同時に承継します。

※(理由) ①死亡 ②離婚 ③転出 ④行方不明 ⑤その他( )					
※	フリガナ			申請人との 関係	
	氏名				
緊急連絡先		〒 - - - - (電話 - - - - )			
	住所				

現名義人が住宅地区改良事業により入居した場合について

団地番号 :	住宅名 :	住宅	号館	号	
住宅名義変更申請の無・有		名義変更済( )	年	月	日
支払方法	口振・納付書	家賃滞納	無	・	有(ヶ月)
備考					

※印の欄のみ記入してください。

※家族従業員異動届を提出してください。

## 市営住宅附属施設名義変更承認書

※ 申請人氏名

附属施設の名称	住宅附属施設			号
家賃	円	敷金	円	
営業種目				

上記市営住宅附属施設の名義変更の承認を受けたうえは、次の事項を遵守いたします。

1. 附属施設を正常な状態において維持し、使用すること。
2. 家賃は毎月末までに市長の指定する場所への持参、または、口座振替の方法により納付すること。
3. 附属施設を譲渡し、または、転貸しないこと。また、営業を他の者（家族従業員又は使用者及び家族従業員を構成員に含む法人を除く。）に委任又は委託をしないこと。
4. 附属施設を使用することにより、住宅団地の生活秩序を乱し、または、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
5. 名義人が死亡した場合、又は高齢その他の事由により営業継続困難と認められる場合において、引き続き当該附属施設を使用しようとする家族従業員は、市長の承認を得ること。
6. 名義人は、当該附属施設の営業に従事する家族従業員に異動が生じた場合は、速やかに市長に届出しなければならない。
7. 附属施設の使用は、上記営業種目に限ること。但し、名義人が生計獲得のためやむを得ず業種変更を希望する場合は、市長の承認を受けなければならない。
8. 本市の承認なくして、無断で附属施設の模様替えをしないこと。
9. 附属施設（店舗付住宅の店舗部分を除く）を使用しなくなった時は、すみやかに返還すること。ただし、店舗付住宅の店舗部分を使用しなくなった場合において、本市が他の市営住宅を提供した場合は当該住宅に転居すること。
10. 店舗付住宅入居者が住宅を退去するときは店舗部分も同時に返還すること。
11. 附属施設を明渡すときは、大阪市営住宅条例30条に定める費用を精算すること。また、明渡しの15日前までに市営住宅監理員に届出した上で、当該附属施設の鍵を返還するとともに「市営住宅返還届兼敷金充当承諾書」を市営住宅監理員に提出すること。また、原状に回復すること。
12. 将来、市営住宅建替時には、附属施設における生活再建の対応は行わない。
13. その他、条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示命令に従うこと。

上記の条件で附属施設の名義変更を承認する。

年      月      日

大 阪 市 長

印

※ 印の欄のみ記入してください

## 市営住宅附属施設名義変更同意書

年　月　日

大阪市長

附属施設の名称	住宅附属施設	号
ふりがな		
現名義人氏名		実印

次の理由により私が使用しております住宅附属施設の債権、債務を  
に変  
更することに同意します。

理由

(注) 印は印鑑証明と同一の印を押してください。

なお、現名義人の印鑑証明書を一通添付してください。